

丸亀市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月26日

丸亀市監査委員 三谷英昭

丸亀市監査委員 山本直久

定期監査結果報告書

～平成24年度定期監査～

平成25年3月

丸亀市監査委員

平成24年度定期監査報告書

第1 監査の対象及び期間

対 象		内 容	監 査 期 間
部	課 等 名		
子育て支援課 (保育所)	栗熊、岡田、富熊	平成24年6月30日 現在の資料による	平成24年7月30日から 平成24年8月20日まで
教育委員会 (幼稚園)	西、城北	平成24年6月30日 現在の資料による	平成24年7月30日から 平成24年8月22日まで
教育委員会 (小学校)	岡田、城乾、栗熊	平成24年6月30日 現在の資料による	平成24年7月30日から 平成24年8月22日まで
教育委員会 (中学校)	綾歌、本島	平成24年6月30日 現在の資料による	平成24年7月30日から 平成24年8月22日まで
産業文化部	産業振興課、文化観光課	平成24年8月31日 現在の資料による	平成24年9月12日から 平成24年10月3日まで
	農林水産課	平成24年8月31日 現在の資料による	平成24年9月19日から 平成24年10月10日まで
農業委員会		平成24年8月31日 現在の資料による	平成24年9月19日から 平成24年10月10日まで
消防本部	総務課、予防課、防災課 危機管理課、消防署	平成24年8月31日 現在の資料による	平成24年9月25日から 平成24年10月16日まで
議会事務局		平成24年8月31日 現在の資料による	平成24年9月25日から 平成24年10月16日まで
上下水道部	経営課、上水道課、下水道課	平成24年8月31日 現在の資料による	平成24年9月28日から 平成24年10月19日まで
都市整備部	建設課	平成24年8月31日 現在の資料による	平成24年9月28日から 平成24年10月19日まで
	都市計画課、住宅課	平成24年9月30日 現在の資料による	平成24年10月12日から 平成24年11月2日まで
生活環境部	地域振興課、スポーツ推進課	平成24年9月30日 現在の資料による	平成24年10月19日から 平成24年11月9日まで
	市民課、保険課	平成24年9月30日 現在の資料による	平成24年10月25日から 平成24年11月15日まで
	環境課、クリーン課	平成24年9月30日 現在の資料による	平成24年11月9日から 平成24年11月29日まで
総務部	秘書広報課、職員課	平成24年10月31日 現在の資料による	平成24年11月30日から 平成24年12月21日まで
	行政管理課、人権課	平成24年11月30日 現在の資料による	平成24年12月14日から 平成25年1月11日まで
選挙管理委員会		平成24年11月30日 現在の資料による	平成24年12月14日から 平成25年1月11日まで

対 象		監 査 期 間	
部 課 等 名	内 容		
健康福祉部	福祉課、子育て支援課	平成 24 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 24 年 12 月 27 日から 平成 25 年 1 月 18 日まで
	健康課、高齢者支援課	平成 24 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 24 年 12 月 27 日から 平成 25 年 1 月 22 日まで
企画財政部	政策課、財政課、税務課	平成 24 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 25 年 1 月 8 日から 平成 25 年 1 月 29 日まで
	綾歌市民総合センター 飯山市民総合センター 管財課	平成 24 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 25 年 1 月 11 日から 平成 25 年 2 月 1 日まで
教育委員会	総務課、学校教育課	平成 24 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 25 年 1 月 18 日から 平成 25 年 2 月 8 日まで
	図書館、学校給食センター	平成 24 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 25 年 1 月 25 日から 平成 25 年 2 月 15 日まで
会計課		平成 24 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 25 年 1 月 31 日から 平成 25 年 2 月 21 日まで
競艇事業部	経営課、営業課	平成 24 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 25 年 1 月 31 日から 平成 25 年 2 月 21 日まで

第 2 監査の方法

監査は、地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

また、昨年度から監査テーマとして掲げている備品の監査については、地域振興課と郡家幼稚園を対象に、備品台帳からの抽出によりそれぞれ現場において備品の有無、使用状況などに留意し、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

なお、行政監査については、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

第 3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

- 指定管理委託の債務負担行為については、一部の施設において基本協定書で期間及び管理内容だけを示して、年度協定書で金額決定しているものがあるが、通常、債務負担行為は限度額を定めてその範囲内で翌年度以降の債務を負担するものであることから、協定書には限度額又は各年度の指定管理料を明記する必要がある。また、債務負担行為書についても作成していないものや決裁日が誤っているものが見受けられた。一例として、平成 24 年度から平成 26 年度までの期間で債務負担行為を平成 23 年度に設定し、年度内に契約を締結しているが、債務負担行為書の決裁日が平成 24 年 4 月 1 日となっているものがあった。債務負担行為は設定年度の予算であるため、設定年度内に契約しなければ予算は失効してしまうことから、債務負担行為書の作成についても契約時に作成するよう統一した運用をすること。
- 業務委託契約書書式第 12 条（委託者の解除権及び損害賠償）の条項の追加及び変更があったため契約書を修正しているが、条項の誤りや条文の内容に整合性のないものが多数見受けられた。契約書を作成する時は、引用条項にずれがないか、内容に矛盾がないか等、十分確認すること。また、（業務報告及び検査）や（契約金の支払）に関する条項についても加除筆修正し、契約内容に合ったものにする。
- 各種業務委託で、市の様式に定めのない委託書、受託書の様式を使用しているものが見受けられたが、契約金額に応じて請書又は契約書で契約すること。
- 各種契約で、予算議決前に施行決裁を起案しているものや見積書を徴しているもの等が見受けられたので、議決により予算が確保されてから施行決定し、見積書を徴するよう適正に処理すること。
- 物品組替兼処分申請書で備品を廃棄処分する場合に、摘要欄に処分方法を記載していないものが多く見受けられたので、後日確認できるように具体的な処分方法を記載すること。

2 各課個別事項

【上下水道部】

上水道課

- 看板用地等の借上について、土地賃貸借契約を締結し報償費から支出しているものが

あったので、賃借料で予算計上すること。また、この契約は自動更新規定が記載されているが、後年度予算の裏づけのない契約は認められないので、次回契約時には長期継続契約も考慮し契約を締結すること。

【生活環境部】

地域振興課

- 広島市民センターでの現金取扱について、徴収した戸籍手数料等を日々のつり銭に充て、金庫に保管し1ヶ月纏めて入金しているが、つり銭は別途保管金の手続をとり、手数料等は週2回のJ A香川広島出張所の営業日に合わせて入金をすること。

スポーツ推進課

- 広島西運動公園管理業務委託契約書第7条で、「半期分の委託料を半期末日までに請求書を委託者に提出するものとする。」としているが、受託者は業務完了後、報告書を提出し、検査に合格しなければ請求できないので条文を見直すこと。

市民課

- 現金払込調書兼領収書の出納員又は分任出納員の決裁欄に、分任出納員が2種類の印鑑を使用しているが、出納事務においては丸亀市出納員規則第6条により届け出た印鑑を使用すること。

保険課

- 国民健康保険葬祭費支給で、平成24年3月1日～30日までの申請は平成24年4月分として平成24年度予算で支払っているが、会計年度独立の原則により申請した年度の予算で支払いをすること。

クリーン課

- 公衆便所清掃業務委託の入札を平成24年3月30日に実施しているが、入札は予算執行行為であることから新年度の入札は4月1日以降に行なうこと。また、予定価格表の設計金額が税抜き価格になっているので、税込み価格で記載すること。
- 特定家庭用機器収集・運搬料金の調定書に納入通知書の納入者保管分が添付されていた。本人から現金を受け取った時に料金払込証明書を発行しているため、納入者に納入通知書を渡していないということだが、料金払込証明書は領収書の要件を備えていないので、納入通知書を発行し直接入金してもらうか、現金受入票で領収書を発行する等収納方法を検

討すべきである。また、収納金を課内で保管し、一月分を纏めて金融機関に納めているが、収納金の払い込みは出納員規則に沿った取り扱いをすること。

【総務部】

行政管理課

- 例規立案検索システム使用等契約書の第4条第3項で、「委託者又は受託者が料金改定を希望する場合は、改定希望日の90日前までに相手方に通知し、双方が合意したときは、契約期間の中途であっても使用料を改定できるものとする。」と規定しているが、一年間の短期契約であり内容の変更であれば変更契約をすべきなのでこの条文は削除すること。

【健康福祉部】

高齢者支援課

- 介護保険要介護・要支援認定調査業務委託契約書第16条の委託期間で、「本契約の有効期間は、契約締結日から平成25年3月31日までとする。2 前項の有効期間満了前60日間に委託者受託者いずれか一方から何らかの意思表示がないときは、期間を1か年延長することができる。その翌年以降も同様の扱いとする。」という自動更新条項が記載されているが、後年度の予算の裏づけがない契約は認められないので単年度契約とすること。

【企画財政部】

飯山市民総合センター

- 中四国農政局四国土地改良調査管理事務所の土地賃貸借契約は複数年契約であるので、契約書の冒頭に地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であることを明記するとともに、特約事項で「本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る賃借人の歳出予算において減額又は削減があった場合、賃借人は本契約を変更し、又は解除することができる。」という文言を明記しなければいけないので次回契約時には記載すること。
- 守衛用寝具借上の賃貸借契約書第3条で、「寝具類の賃貸借料及び支払い条件は仕様書の5のとおりとする。ただし、つぎの場合は、賃借人賃貸人協議のうえ賃貸借料金を変更することができる。（1）経済的に大きな変動が起きた場合、（2）その他変更が必要と認められる場合。」と規定しているが、単年度契約なのでこの条項を記載する必要はない

ので削除すること。

【教育委員会】

図書館

- 飯山図書館書籍等弁償代は現金受入票で現金を受取ってから、市の収入とするまで10日以上経過しているものもあったので、出納員規則に沿って処理をすること。

学校給食センター

- フードミキサー購入の入札は、入札案内に入札回数を明記していなかったという理由で1回のみ入札したが不調となったため、最低価格者と協議し予定価格の範囲内で随意契約を締結している。丸亀市入札心得第12条の再度入札では、「入札執行者は、初回の入札の結果落札者がいない場合に、直ちに再度入札をする旨を宣言して入札を行う。2入札執行回数の限度は、原則として初回の入札及び再度の入札の2回とする。」と規定されているので、今後は入札心得に沿って業務を行うこと。

【競艇事業部】

経営課

- 丸亀競艇場及び詰所棟・倉庫棟防犯等警備業務委託契約書は、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで1,386,000円で契約しているが、新スタンド完成に伴い原契約を変更せずに平成24年6月29日から平成25年3月31日まで新たな契約を締結している。しかし、支出負担行為伺書は6、7月の新、旧施設の重複期間の差額7,166円について増額変更をしているため、契約事務に整合性が見られない。新施設に係る契約であるため、新たに契約したのであれば、当初契約を解除し、支出負担行為伺書についても契約と同様の事務処理をすること。

第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通意見

- 工事関連業務の施行決裁例（財務会計の手引きP29）の5その他は、予算現額、執行済額、予定支出負担行為額、残額を記載する様式となっており、予定支出負担行為額には設計金額を記載しているため、残額がマイナス表示となっているものも見受けられた。予定価格は予算残額の範囲内で設定されるので、予算残額のみ記載でよいと思われるので庁内で協議していただきたい。

2 各課個別意見

【産業文化部】

農林水産課

- 受益地の無くなったため池も除々に出てくると思われるので、跡地利用や管理をどうするか早めに関係機関と協議しておいていただきたい。

【上下水道部】

上水道課

- 粉末活性炭投入業務委託は、当該年度で危ない数値が出た時点で契約するということが、緊急時に迅速に対応するためにも、年度当初から単価契約を締結しておいていただきたい。

【都市整備部】

建設課

- 漁港や市道の維持管理について長寿命化計画を策定しているが、多額な費用が必要なため、市単独では予算化が難しいので、国・県にある程度補助をしてもらえるよう要望し、実施計画まで繋げていただきたい。

住宅課

- 公共工事における施工監理の第三者委託について、国の指針では一定の技術力を有する者が、対象工事の設計図書から読み取った設計内容を基に施工図の検討や工事の確認を行うことにより、工事の品質確保が図られるような一般的な施設の場合に有効であると考えられているということで、総合運動公園野球場の建設工事について施工監理の第三者委託を行っている。しかし、国の指針の中には実施例の少ない特殊な技術・工法が用いられている施設などの場合は、第三者監理方式以外の方式を検討する必要があるともされていることから、今後、このような業務が発生した際に、どのような監理方式を採用することが最も効果的であるかを検討しておいていただきたい。

【生活環境部】

環境課

- 後期環境保全率先実行計画の策定に当っては、国の施策を見極めながら実効性のある計画を立てていただきたい。

【健康福祉部】

福祉課

- 生活保護受給者に対するジェネリック医薬品への使用促進については、関係機関と連携し、効果的な方法で対応していただきたい。

健康課

- 特定健康診査の受診者の中で、特定保健指導を受ける人の割合がかなり少ないので、意識づけをする為にどうしたらいいか検討していただきたい。

高齢者支援課

- 広島デイサービスセンターの運営管理に関する協定第8条の経費では、「本施設の管理運営に係る経費は、生きがい活動支援通所事業に係る事業運営経費及びその他の収入をもって充てるものとする。」と規定しているが、本来、施設管理に必要な金額は指定管理料で支払い、生きがい活動支援通所事業については委託料を支払い、その上に島という特殊性があり団体が維持していくのが難しいのであれば運営補助金を支出するなど、それぞれの目的に合わせて経費を支出するよう検討していただきたい。

【企画財政部】

政策課

- 指定管理者制度のモニタリング方法の見直しで、予めテーマを設けて重点的に実施するという事で、その一つとして施設修繕のリスク配分についても検討していくということだが、リスク配分の内容は金額の明記がなく表現が曖昧であるので、責任範囲を明確にし、事後に問題が起きないように工夫していただきたい。

財政課

- 税外債権については、各担当課が債権管理マニュアルに沿って債権を管理していく中で問題点が発生してくると思うので、できる限り細かい指導をしていただきたい。

綾歌市民総合センター

- 防犯灯のLEDへの交換は、予算が不足したから予算の流用や補正をするのではなく、年間予算に見合った計画を立てて、市全体のバランスも考えながら計画的に業務を進めていただきたい。

管財課

- 野球場の入札は7者の申請があり、資格のある7者のうち、最終的に1者のみの入札となった為、丸亀市制限付き一般競争入札事務取扱規程第6条で、「制限付き一般競争入札の入札者の数が2に達しない場合は、当該入札は中止するものとする。」という規定に基づき入札を中止し、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用して入札に参加した業者と随意契約を締結している。一般競争入札では、1者のみの入札であっても一般的には有効と解されており、この入札でも競争性は担保されていると考えられるが、規程の趣旨から言えば疑問が残る。規程の改正等も含めて検討していただきたい。

【教育委員会】

総務課

- 幼稚園の保育料の滞納繰越事務は、卒園や転出等、後になるほど徴収するのが難しくなるので、児童手当からの天引き制度を利用する場合にもできる限り早い段階で同意を得るなど、早期の徴収に努めていただきたい。

学校教育課

- 郡家幼稚園の備品現地監査においてPTAより寄附を受けたカメラ等の備品登録の手続きができていなかった。基本的には寄附の申出があった時は寄附採納の決裁を得て、備品台帳に記載し市の財産として管理しなければいけないので、事務の取扱について市内全学校等に周知していただきたい。